2022 年 7 月 14 日

内閣府特命担当大臣（防災・海洋政策）
国家公安委員会委員長
国土強靱化担当
領土問題担当
国家公務員制度担当
二之湯　智　様

日本労働組合総連合会
会　長　　芳野　友子

要　請　書

新型コロナウイルスは広範囲にわたって社会・経済活動の停滞を招き、雇用や国民生活に大きな影響を与えています。とりわけ、パート・有期・派遣や、いわゆる「曖昧な雇用」、女性・外国人など、より弱い立場の人や特定の業種・業態で働く仲間が大きな打撃を受けました。また、これまで連合が指摘してきた不安定雇用や企業規模、雇用形態、男女間の格差、人口減少に伴う社会保障・財政・地域の持続可能性、デジタル化の遅れなど様々な課題が顕在化しています。さらには、ロシアのウクライナ侵攻に端を発する資源高や供給制約などが私たちのくらしに大きな影響を与えています。加えて、自然災害も多発しており、日本は不安定な状況が続いています。

こうした状況に対処し、強固な社会・経済基盤を築くには、コロナ禍への対応を継続するとともに、ＤＸやグリーンなど経済再生と内需拡大につながる成長分野への積極的な投資、国民生活の安心・安定につながる環境整備への重点分配、再分配を可能とする公平・公正・納得の税制の実現などが必要不可欠です。加えて、防災・減災対策を充実し、物心両面での復興を進めていかなければなりません。

連合は、雇用の安定と公正労働条件の確保や、すべての世代が安心できる社会保障の確立などを通じた「セーフティネットが組み込まれている活力あふれる参加型社会」と、経済・社会の持続可能性の確保や、ジェンダー平等をはじめとする多様性の実現などを通じた「誰一人取り残されることのない社会」をめざしています。働く者の声、生活者の声を結集したこの社会像をともに実現したいと考えています。

このような認識から、連合は「2022 年度 連合の重点政策」をとりまとめました。新型コロナウイルス対策、当面の経済財政運営および 2023 年度予算編成において反映いただきますよう、以下の通り要請いたします。

「2022 年度 連合の重点政策」
（2022 年 4 月～2023 年 3 月）

（１）コロナ禍における雇用・生活対策

○コロナ禍の影響を受ける労働者が安心して就労できるよう、雇用調整助成金や産業雇用安定助成金などに必要な予算措置を講じる。雇用保険料率については労働者の負担感に最大限配慮することとしつつ、失業者の急増にも耐えうるよう、労働保険特別会計への一般会計からのさらなる繰り入れなどを通じて財政基盤を確立する。

○地域における産業・雇用を維持する観点から、国・地方自治体による雇用創出事業を強化するとともに、ハローワークなどによる求人の開拓、職業訓練、相談・マッチング機能を強化する。

○コロナ禍によりとりわけ大きな打撃を受けた非正規雇用で働く女性、ＤＶ等により困窮した女性、就職活動中の学生に対し、公的相談・支援体制を強化する。あわせてＮＰＯ等民間団体が行う直接的な支援に対する助成を強化するとともに、宿泊・避難施設や食料・衛生用品等を特別に提供する対策を行う。

（２）自然災害からの復興・再生と防災・減災対策の充実

○被災地の農水産物や食品に関する風評被害対策として、安全証明や販路拡大の支援を徹底するとともに、国内外に向けて迅速かつ正確な情報発信を行う。

○被災による心的ストレスや特別な配慮など子どもの支援を充実させるため、スクールカウンセラーおよびスクールソーシャルワーカーの常勤配置とすべての学校で養護教諭の配置・増員を行う。

○独居高齢者の増加や地域コミュニティの希薄化などにより、要介護状態の悪化や孤立死が発生することのないよう、アウトリーチ型の見守り機能や相談体制の確保に向けた支援を強化する。また、居住地にかかわらず被災者の健康対策や心のケア対策を継続する。

○相次ぐ自然災害に備え、緊急速報メールなどプッシュ型配信の普及を強力に進めるとともに、労働者の安全を確保するため、事業活動を休止する基準を設定するなどの仕組みを構築する。また、高齢者や障がい者等の個別避難計画や避難所の感染症対策を強化した避難計画の策定、備蓄品などについて、多様な人の意見を反映し、安全な避難行動ができるよう防災・減災対策を徹底する。

（３）経済・産業政策と雇用政策の一体的推進および中小企業への支援強化

○経済や産業の構造変革や、非常時におけるセーフティネットの構築に向け、ＡＩ・ＩｏＴなどのさらなる活用をはじめ、経済・社会全体のデジタルインフラの整備を積極的に進める。

○デジタル化の進展により起こり得る、産業・経済・社会への様々な変化について、具体的な対応策を検討するための労使が参画する枠組みを早急に構築する。また、企業における人的投資、設備投資、研究開発等に対する支援を着実に実施する。特に、リカレント教育など産業構造の変化に対応した働く者の学び直しや企業の職業能力開発に対する支援を強化する。

○サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正な分配の実現に向けて、「働き方」も含めた取引の適正化を進めるため、「パートナーシップ構築宣言」の取り組みを推進・拡大する。あわせて、関係法令の強化・徹底、「しわ寄せ」防止のための総合対策の実践、公正取引委員会および中小企業庁の体制・権限の強化、中小企業などへの各種支援策の周知と利用拡大により、実効性を担保する。

（４）「公平・連帯・納得」の税制改革の実現

○税による所得再分配機能の強化に向けて、金融所得課税を強化するとともに、将来的な所得税の総合課税化を検討する。また、所得税や相続税の累進性を強化し、人的控除はできるだけ社会保障給付や各種支援策等に振り替え、残すものは所得控除から税額控除に変えることを基本とする。

○「給付付き税額控除」の仕組みを構築し、社会保険料・雇用保険料（労働者負担分）の半額相当分を所得税から控除する「就労支援給付制度」や、基礎的消費にかかる消費税負担分を給付する「消費税還付制度」を導入する。

○自動車関係諸税について課税根拠を総合的に整理し、自動車重量税の廃止など税の軽減・簡素化をはかる。その際、地方財政に配慮し、必要な税財源を確保する。

（５）マイナンバー制度の一層の活用

○いまだ根強く残るマイナンバー制度への不安や誤解を払拭し、マイナンバーカードの普及促進をはかるため、安全性の周知と個人情報管理体制の強化を行う。そのうえで、オンライン申請など国民の利便性向上をはかるためにも、行政手続きのデジタル化やマイナポータルの活用を促進する。

○正確な所得捕捉による真に支援を必要とする層へのプッシュ型支援制度の構築と、金融所得課税を含む所得税の総合課税化の実現に向けて、マイナンバーとすべての預貯金口座のひも付けを行う。

（６）雇用の安定と公正労働条件の確保

○いわゆる「無期転換ルール」については、施行状況を踏まえ、労働者保護および実効性確保の観点から必要な措置を講ずる。

○特定技能制度の見直しにおいて、特定技能受入れ分野における人手不足の状況や賃金水準の動向、日本人の就業率等についても把握するとともに、安易な受入れ分野の拡大は認めない。また、外国人技能実習法の施行後 5 年の経過後に必要な検討を加える旨が法に規定されていることを踏まえ、技能実習生を含む外国人労働者の権利保護に向け、総合的な議論を行うとともに、必要な措置を講ずる。

○雇用労働に近い働き方をしているにもかかわらず労働法の保護を受けることができない者について、契約ルールや最低報酬、安全衛生などについて法的保護をはかる。また、働き方の多様化を踏まえ、早急に「労働者」概念の見直し・拡充に着手するとともに、現行法令においても労働者性が認められる者には労働関係法令が適用されることを周知徹底する。

○不当な解雇を拡大しかねない解雇の金銭解決制度は導入しない。

○労働者への確実な賃金の支払いを確保するため、労働基準法第 24 条が規定する全額・通貨払いという賃金支払いの原則を堅持し、賃金支払いの確実性・安全性が担保されない口座への賃金支払いは認めない。

○障がいの有無や種類、程度にかかわらず働ける社会の実現に向け、職場における合理的配慮を徹底し、障害者雇用を促進する。また、障がいに関する雇用・福祉施策の連携の強化により、働きづらさを抱えるすべての者が働き続けることができるよう、必要な制度改正を行う。
○「就職氷河期世代」の良質な雇用・就労機会の実現に向け、当事者の個別の事情や希望を踏まえつつ、将来を見据えた中長期的な能力開発を実施し、適切な就職支援・定着支援を行う。また、そのためのハローワークなどの支援機関の相談体制の強化をはかる。
○最低賃金について、生存権を確保し労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準となるよう、引き上げに向けた環境整備をはかる。あわせて、監督体制の強化などを通じ、履行確保を徹底する。
○担保法制の見直しにあたっては、ＩＬＯ第 173 号条約（労働債権の保護）の趣旨を踏まえ、担保権より劣後する労働債権（一般先取特権）についてもあわせて見直しを行い、労働債権を優先させる制度を新たに創設する。また、事業譲渡、合併など、あらゆる事業再編において、労働組合などへの事前の情報提供・協議を義務づけるなど、労働者保護をはかるための法制化を行う。
○長時間労働を助長しかねない裁量労働制の対象業務拡大は認めない。
○ハラスメント対策関連法にもとづき、事業主の防止措置義務の徹底をはかるとともに、法改正により就活生や取引先等に対するハラスメントならびに顧客等からのハラスメントも対象範囲とし、これらを含めたハラスメントそのものを禁止する規定を創設する。また、ＩＬＯの「仕事の世界における暴力とハラスメントの根絶」に関する条約の批准を行う。

（７）ジェンダー平等で多様性を認め合う社会の実現

○政府の「第5次男女共同参画基本計画」に記載の「2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度となるよう目指して取り組みを進める」との目標を踏まえ、さらに踏み込んだポジティブ・アクションの実行等を通じ、女性の参画拡大を進め、可能な限り早期の目標達成をめざす。
○結婚により姓を変更しているのは圧倒的多数が女性であり、職場や日常生活での不利益や負担が著しく偏る中、男女不平等を是正し、人権の尊重、個人の尊厳を基底に置いた社会を実現するため、選択的夫婦別氏制度を早期に導入する。

（８）脱炭素社会実現に向け、グリーンリカバリーの推進と「公正な移行」の確保

○「カーボンニュートラル」の実現に向けては、「公正な移行」、「グリーンリカバリー」の実現やＳ＋３Ｅの確保を念頭に、イノベーションの基礎となる技術開発や人材育成に向けた支援を行うとともに、経済・社会状況などの不確実性を踏まえた複数のシナリオやオプションを示し、労働組合を含む関係当事者との積極的な社会対話を基本に進め、丁寧な国民的合意形成をはかる。

（９）すべての世代が安心できる社会保障制度の確立

○誰もが全国いずれの地域においても安心して暮らし続けられるよう、医療・介護・障がい福祉、保育など、社会保障サービスを担う人材の確実な処遇改善につながる仕組みを確立して人材確保を進め、質の高い提供体制の構築につなげる。

○生活困窮者自立支援制度の財源と包括的かつ伴走型の実施体制を強化することに加え、誰もが安心の住まいを確保できるようにする。また、ヤングケアラーの社会的認知度向上の取り組みを強化し、地域で把握し支援につなげる仕組みづくりを進めるとともに、子どもの貧困の解消に向けて、ひとり親家庭への総合的な支援などを強化する。さらに、生活保護の迅速な適用を保障する。
○人口減少下や感染症禍でも安心して医療を受けられるよう地域医療構想を再検討し、切れ目のない効率的な医療提供体制を構築するとともに、負担能力に応じた費用負担で将来にわたって質の高いサービスが受け続けられる医療・介護保険制度を確立する。また、ＰＣＲ等検査の機会と質の確保、検査費用の負担軽減をはかるとともに、保健所等の体制を強化する。
○仕事と介護の両立と地域で尊厳あるくらしを誰もが続けられるよう、質の高いサービスを負担能力に応じた費用負担で将来にわたって利用できる効率的な介護保険制度を確立する。また、障がい福祉サービスを充実するとともに、すべての民間事業者による合理的配慮が確実に提供されるよう、障害者差別解消法にもとづく「基本方針」に当事者の意見を反映するとともに、差別の解消に向けた周知・広報や支援を強化する。
○すべての労働者への社会保険の完全適用に向けて、着実な適用拡大に取り組む。また、公的年金の所得再分配機能を強化するため、基礎年金の給付水準の底上げの早期実現に向けた検討を速やかに開始する。
○希望するすべての子どもが保育所や放課後児童クラブなどを利用できるよう、職員配置の改善や安全面の強化など質の担保された子ども・子育て支援サービスの提供体制を構築するとともに、1兆円超程度の財源を確実かつ早期に確保する。また、子どもの最善の利益を実現するため、子ども等に関する施策の理念や行政機関の設置、子どもに対する体罰の禁止などを法制化するとともに、児童相談所などの職員体制の強化を迅速に実施する。

（10）教育機会の均等実現と学校の働き方改革を通じた教育の質的向上

○就学前教育から高等教育まで、すべての教育にかかる費用の無償化を行い、社会全体で子どもたちの学びを支える。また、ＧＩＧＡスクール構想にかかわる情報アクセス環境の社会インフラとしての整備、ＩＣＴ支援員の拡充、デジタル・シティズンシップ教育などを推進する。
○教員が子どもと向き合う時間を確保し、きめ細かな教育を行うため、就学前教育から中等教育までのさらなる少人数学級の実現、部活動の学校から地域への移行、外部人材の活用も含めた負担軽減、給特法第７条にもとづく条例などの遵守により学校の働き方改革を実現する。

（11）国民の権利保障に資する投票環境の整備と参議院選挙における合区の解消

○デジタルデバイド対策や不正防止等に留意しつつ、指定された場所以外での投票も可能とする電子投票制度の導入に向けて具体的な検討を進める。また、それまでの間、高齢者、障がい者、傷病者、妊婦、海外赴任者などの選挙権を保障するため、郵便等投票制度の手続きの簡素化および対象者の拡大を行う。
○共通投票所の設置の拡大ならびに期日前投票の投票時間の弾力的な設定について、地方の選挙管理委員会や市区町村へのきめ細やかな対応・支援を行う。

○参議院選挙の合区については、都道府県という単位の政治的重要性に鑑み、地方の事情に精通した全国民の代表としての活動など、参議院に二院制のもとでの独自の役割を定めることによって解消する。

（12）未批准のＩＬＯ中核条約の批准を通じたディーセント・ワーク実現

○連合が優先して批准を求めるＩＬＯ条約、とりわけ第105号条約(強制労働廃止)の早期批准（国会承認）を実現し、「中核的労働基準8条約」で唯一、未批准となる第111号条約（差別待遇（雇用・職業））の早期批准に向けた道筋を明らかにする。

以　上